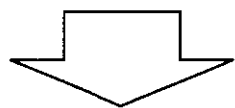


4 給付と負担の見直しの基本的な選択肢

○これまでの方式

5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、給付水準や将来の保険料水準を見直す



5年に1度の財政再計算の度に制度改正を行うことが必要

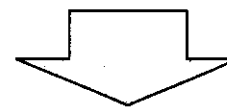
【 論 点 】

- 少子化が更に進行すると、給付内容や最終的な保険料水準を見直すことが必要
- 最終的な保険料負担を明示することはできない
- 給付内容の見直しをどうするか

〔 支給開始年齢の見直し、基礎年金水準や厚生年金の給付乗率の見直し、年金改定率(スライド率)の変更等 〕

○新しい方式

最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む



給付水準が自動調整されるため、5年に1度の財政再計算の度に制度改正を行うことは不要

【 論 点 】

- 将来にわたる保険料負担を明示
- 保険料負担 — 最終的に固定される保険料水準をどうするか
- 給付内容 — 少子化等の社会経済情勢に応じて幅をもって変動することとなるが、最終的な給付水準の下限をどう考えるか

[これらの方式による給付と負担の試算]

- これまでの方式
(保険料水準を見直しながら現行の給付水準を維持する場合)

[試算結果] ※国庫負担割合1/2の場合

- 給付水準(厚生年金) 現役手取り賃金比59%維持

- 厚生年金の保険料率(総報酬ベース)
13.58%(現行) → 23.1%(2030年度以降)

[平成11年財政再計算では19.8%
(2019年度以降)]

[国庫負担割合1/3の場合 26.2%(2036年度以降)]

- 国民年金の月額保険料(11年度価格)
13,300円(現行) → 20,500円(2016年度以降)

[平成11年財政再計算では18,500円
(2020年度以降)]

[国庫負担割合1/3の場合 29,300円(2024年度以降)]

- 新しい方式
(保険料率を段階的に引き上げ20%で固定し、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する場合)

[試算の代表例] ※国庫負担割合1/2の場合

- 厚生年金の保険料率(総報酬ベース)
・段階的に引き上げて、20%に固定(2022年度から)

- 給付水準(厚生年金)
・賃金上昇率や物価上昇率から支え手の減少分を調整してスライド
・現役の手取り賃金比
59%(現行) → 52%(2032年度以降)

[国庫負担割合1/3の場合 45%(2043年度以降)]

- 社会経済情勢の変化に対応した給付水準の自動調整
→ 9ページ 人口が変動した場合
- 最終的な保険料率の設定が変われば給付水準も変化
→ 10ページ 厚生年金の最終保険料率を18%とした場合

諸前提について異なる仮定を置いた場合 ①

人口が変動した場合（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）

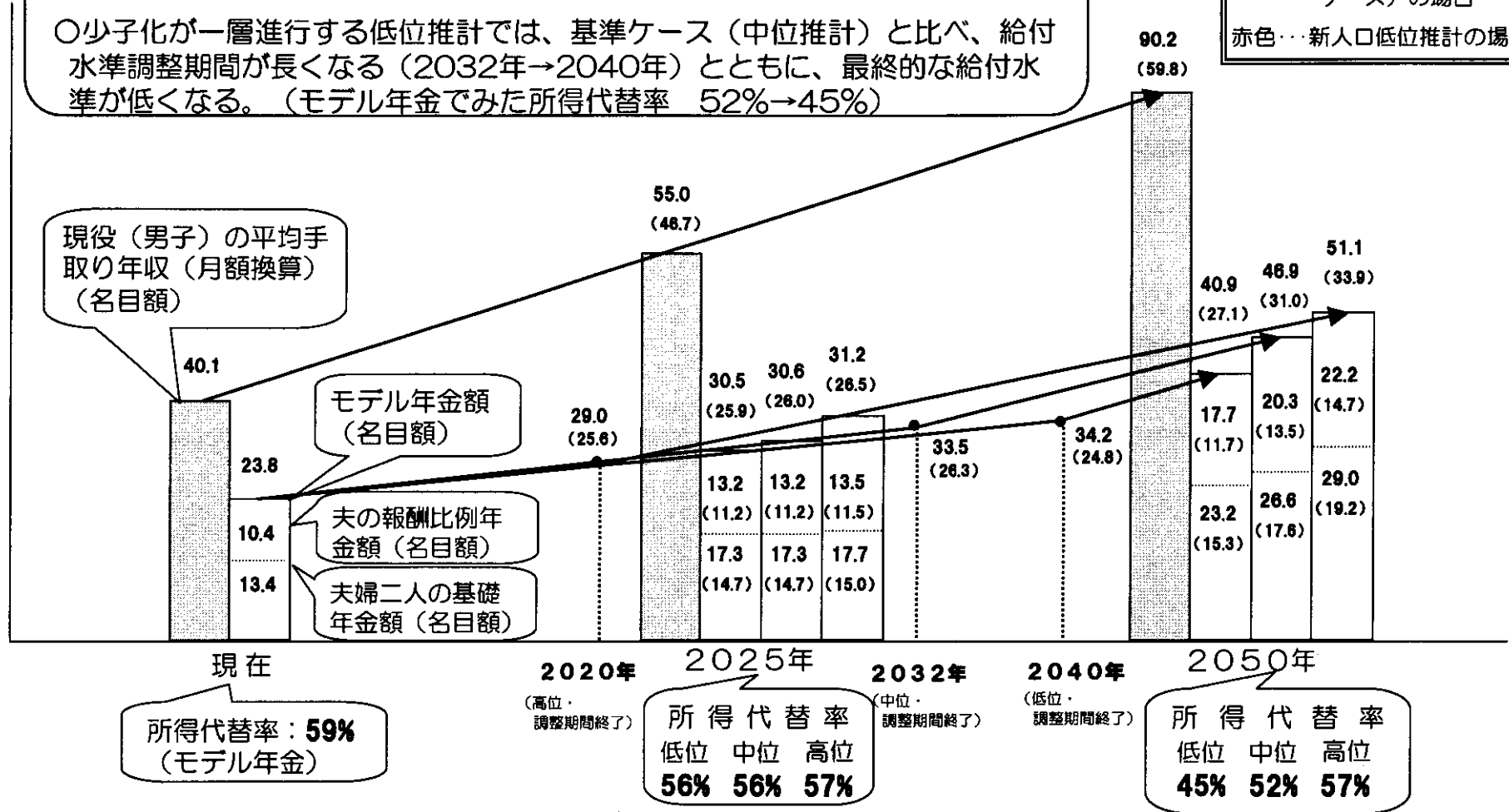
—マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

○少子化の状況が改善する高位推計では、基準ケース（中位推計）と比べ、給付水準調整期間が短くなる（2032年→2020年）とともに、最終的な給付水準が高くなる。（モデル年金でみた所得代替率 52%→57%）

○少子化が一層進行する低位推計では、基準ケース（中位推計）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2040年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率 52%→45%）

緑色…新人口高位推計の場合
青色…新人口中位推計（基準ケース）の場合
赤色…新人口低位推計の場合

名目金額
（万円）



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

※ 基礎年金国庫負担割合は、次期制度改正時に、安定した財源（平成16年度2.7兆円（平成11年度価格）その後所要財源は増加。）を確保し、1 / 2に引き上げて計算している。

諸前提について異なる仮定を置いた場合②

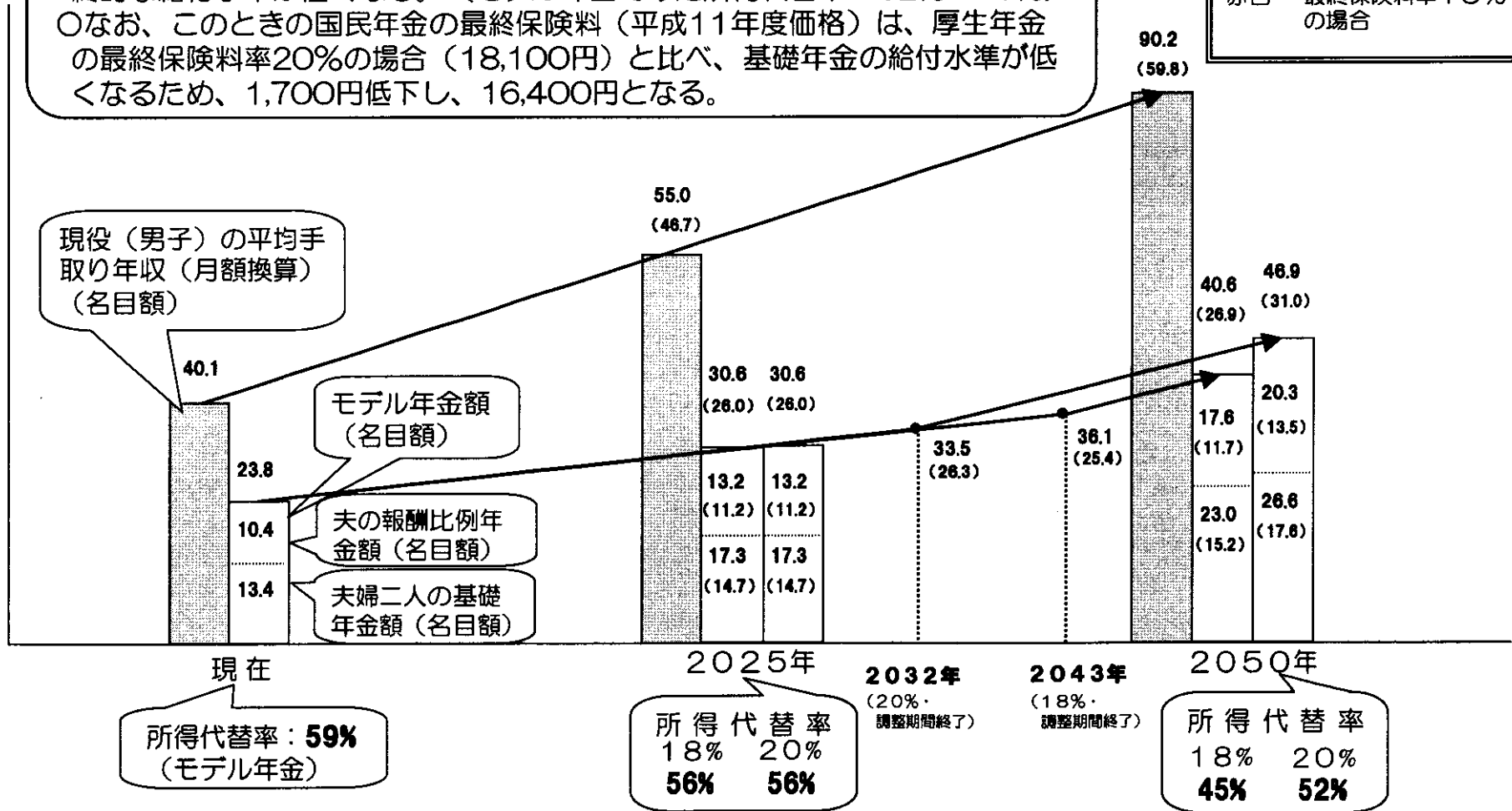
厚生年金の最終保険料率を18%とした場合（保険料固定方式）

—マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

○厚生年金の最終保険料率を18%とすると、基準ケース（最終保険料率20%）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率 52%→45%）
 ○なお、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、厚生年金の最終保険料率20%の場合（18,100円）と比べ、基礎年金の給付水準が低くなるため、1,700円低下し、16,400円となる。

青色…最終保険料率20%
 （基準ケース）の場合
 赤色…最終保険料率18%
 の場合

名目金額
 (万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

※ 基礎年金国庫負担割合は、次期制度改正時に、安定した財源（平成16年度2.7兆円（平成11年度価格）その後所要財源は増加。）を確保し、1/2に引き上げて計算している。